控

平成１６年（行ウ）第４３号　公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告　斎田友雄外１８名
被告　群馬県知事外１名

上申書

2008（平成20）年5月30日

前橋地方裁判所民事第２部合議係　御中

原告ら訴訟代理人
弁護士　福　田　寿　男
ほか３９名

頭書事件に関し，下記のとおり，上申いたします。

記

1　原告は，前回平成２０年４月２５日の口頭弁論期日において全ての証人申請を完了し，平成２０年５月３０日の期日にはこれに対する被告の意見が提出される予定です。

2　ところで，本件を含むいわゆる八ッ場ダム住民訴訟事件は，現在，御庁の外５地方裁判所（東京，千葉，さいたま，水戸，宇都宮）に係属中であり，他地裁のいくつかでは証人の採否・選定の段階に入っているところです。

3　つきましては，上記のとおり次回期日には被告の意見が提出される予定ですが，他地裁の進行と平仄を合わせる必要もありますことから，御庁におかれても，平成２０年５月３０日の期日には，是非とも証人の採用・選定をされるよう申入れを行う次第です。

4　その際，群馬県民である原告といたしましては，地元群馬における重要な争点である利水につき証人嶋津暉之氏，同伊藤祐司氏及び同新井敏氏，危険性につき証人奥西一夫氏及び同坂巻幸雄氏，環境につき証人花輪伸一氏らの採用を特に強く求めるものです。

5　なお，他地裁における証人採否の状況としまして，現在，水戸地裁の２期日（証人７名），東京地裁の２期日（うち１期日は証人３名が決定済み）が決定しております。

以　上